原発事故からの畜産業の復旧・復興

１．畜産物の安全管理体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
２．畜産物の放射性物質調査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
３．永年生牧草地における除染等の後の留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・ ３
４．汚染牧草・牛ふん堆肥等の処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４
５．畜産関係における損害賠償の進捗状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
６．畜産経営の再開に向けた留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６
７．畜産経営の再開の加速化に向けた主な支援等 ・・・・・・・・・・・・・・ ７
８．畜産経営の再開・畜産の復興に向けた取組事例 ・・・・・・・・・・・・・ ８
９．旧警戒区域内の家畜の捕獲等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９
１０．（参考）避難指示区域の見直しと解除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
１１．最近の東京市場における牛枝肉卸売価格（和牛去勢全規格平均）の推移 １１

令和8年10月

農林水産省畜産局

１．畜産物の安全管理体制

○　食品中の放射性物質の基準値（一般食品：100Bq/kg、牛乳・乳児用食品：50Bq/kg ※）を超えた畜産物が流通しないよう、各県がモニタリング検査を実施。
（※）　平成24年４月１日から基準値を適用、併せて飼料の暫定許容値を改訂。

○　飼料の暫定許容値（牛・馬飼料は100Bq/kg）以下の飼料のみが利用されるよう、飼料作物や稲わら等のモニタリング調査や牧草地の除染等を実施。

○　適切な飼養管理の徹底と検査体制の強化により、安全な畜産物しか出荷されない体制を構築。

〈食　品〉

食品群	暫定規制値（Bq/kg）
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	



食品群	基準値（Bq/kg）
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

〈家畜用飼料〉

畜種	旧暫定許容値（Bq/kg）	暫定許容値（Bq/kg）
牛	300	100
馬	300	100
豚	300	80
家きん	300	160



（製品重量、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース）

２．畜産物の放射性物質調査結果（放射性セシウム）

品目		総検体数	～50 Bq/kg	～100 Bq/kg	～200 Bq/kg	200 Bq/kg超
原乳	H23.3月	173	165	7	0	1
	H23.4月～	13,897	13,897	0	0	0

品目		総検体数	～100 Bq/kg	～200 Bq/kg	～300 Bq/kg	～400 Bq/kg	～500 Bq/kg	500 Bq/kg超
牛肉	H23.3月～	92,174	91,097	547	218	102	58	152
	H24.4月～	187,176	187,170	6	0	0	0	0
	H25.4月～	1,835,530	1,835,529	1＊	0	0	0	0
豚肉	H23.3月～	5,942	5,935	4	3	0	0	0
鶏肉	H23.3月～	3,296	3,296	0	0	0	0	0
鶏卵	H23.3月～	4,455	4,455	0	0	0	0	0

＊当該牛肉は、出荷前のモニタリング検査により捕捉され、市場へ出荷されていない。本事例の原因は、農家で隔離されていた古い稲わら（平成23年４月収穫）が誤って給与されたためであり、現在は古い稲わらが給与されないよう、改めて隔離措置が徹底されている。

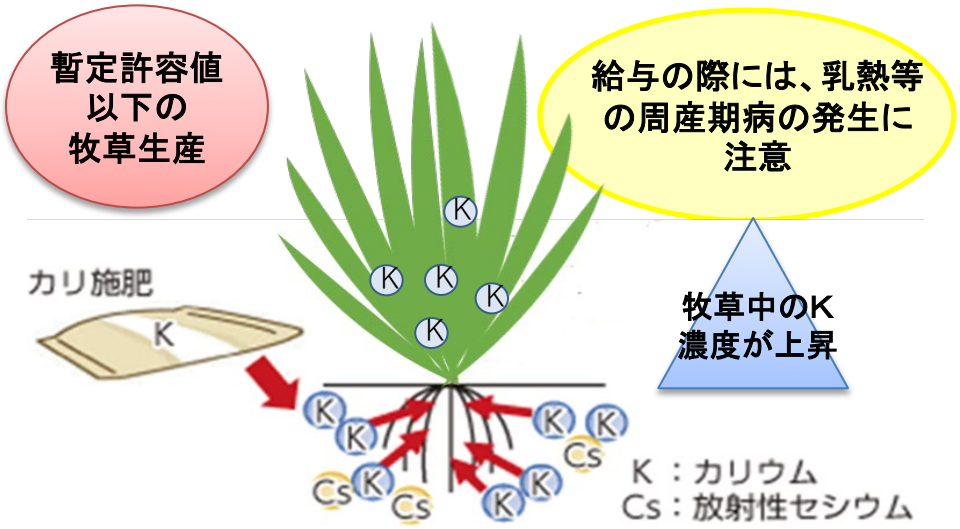
（注） 厚生労働省が公表した令和8年8月分までのデータに基づき作成。

３．永年生牧草地における除染等の後の留意事項

○　除染後に生産された牧草の放射性セシウム濃度を調査し、飼料としての利用の可否を判断。
○　土壌診断の結果を踏まえたカリ施肥を行い、土壌中の交換性カリウム濃度を維持（30～40 mg/100g）することが牧草の放射性セシウム吸収抑制対策として有効。
○　カリ施肥後は、牧草のカリウム濃度も高まるが、高カリウム濃度の牧草摂取は、牛のカルシウムやマグネシウム等の吸収を抑制するため、周産期病（乳熱、ダウナー症候群等）やグラステタニー（血液中のマグネシウムの濃度低下による神経症状）の原因となる可能性がある。このため、牧草のミネラル濃度の確認（飼料の成分分析）を行うとともに、必要に応じて牧草の給与量を調整する等の対応が必要。

カリ施肥による放射性セシウムの吸収抑制対策

土壌中の交換性カリウム濃度の維持が重要



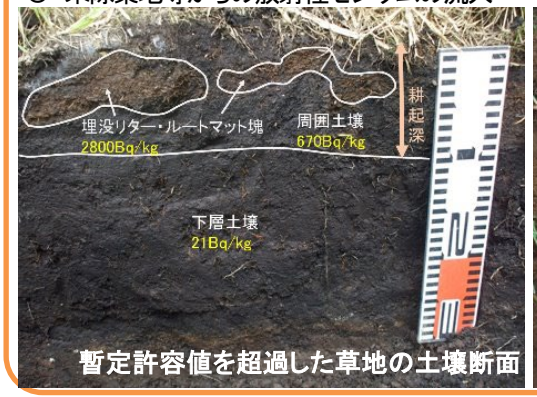
カリウムは、セシウムと化学的性質が似ているため、土壌中に一定以上の交換性カリウムが存在した場合、牧草の放射性セシウムの吸収は抑制される。ただし、牛のカリウム過剰摂取は、疾病を招きやすくなることから、飼料分析結果に基づき給与量を調整する等、留意すること。

除染後に生産された永年生牧草の放射性セシウムの調査結果（県調べ）

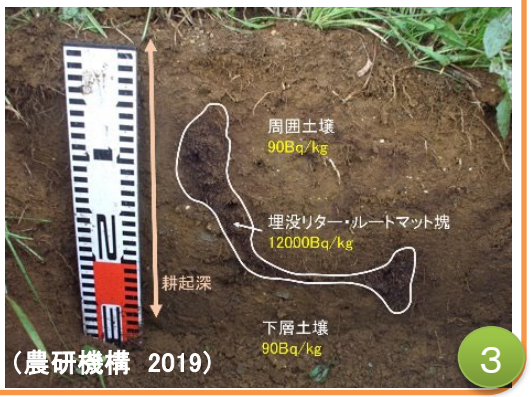
調査年度	全点数	濃度別調査点数（単位：点、%）		
		～50 Bq/kg	50超～100 Bq/kg	100 Bq/kg超
H25年度	18,158 (100 %)	17,081 (94.1 %)	725 (4.0%)	352 (1.9%)
R7年度	600 (100 %)	531 (97.7%)	14 (2.3%)	0 (0%)

除染等の後の草地から暫定許容値を超過する牧草が生産された要因

○　前植生・ルートマット等の枯死及び反転・耕耘が不適切（下に2事例）
○　土壌中の交換性カリウム濃度が適切な範囲に未調整
○　黒ボク土、腐植土等土壌の種類によって放射性セシウムの移行の程度に差違が存在
○　未除染地等からの放射性セシウムの流入



暫定許容値を超過した草地の土壌断面

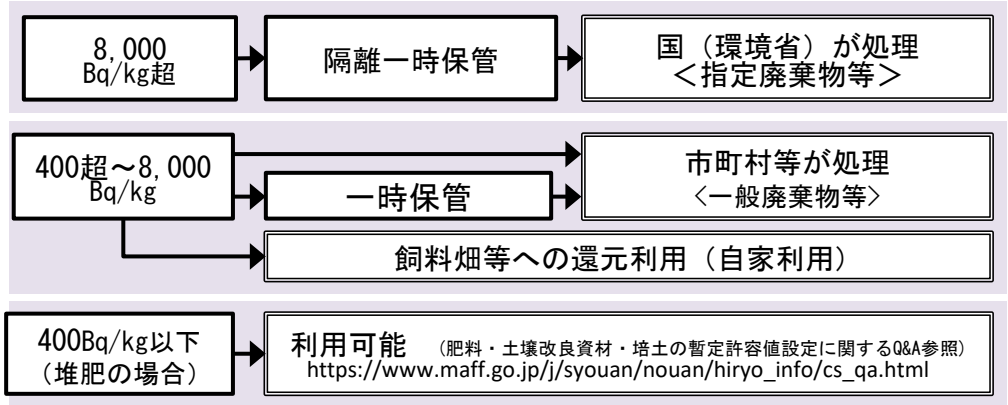


（農研機構　2019）

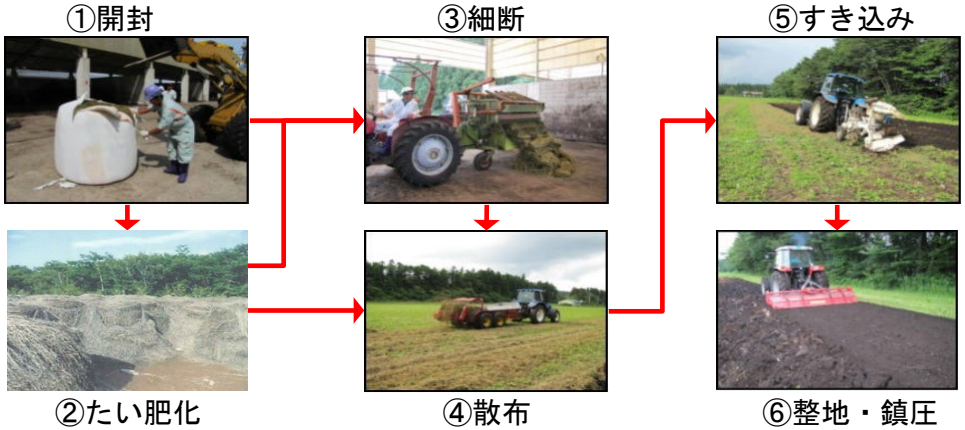
４．汚染牧草・牛ふん堆肥等の処理

○放射性セシウムに汚染された牧草、牛ふん堆肥等は、放射性物質汚染対処特措法に基づき環境大臣が指定した8,000Bq/kg超の指定廃棄物については国（環境省）が、それ以下については一般廃棄物等として市町村等が処理。生産したほ場への還元利用（自家利用）も可能。
○還元利用後の飼料作物への影響について実証試験を行った結果、放射性物質濃度は、暫定許容値にくらべて十分低いとの結果。
○汚染牧草、牛ふん堆肥は、それぞれ約12万トン、約15万トン発生したが、そのほとんどが8,000Bq/kg以下。これまでに牧草約11万トン、牛ふん堆肥約14万トンが処分済。

○汚染牧草・牛ふん堆肥の処理の流れ



○還元利用の例（すき込み作業）



○汚染牧草すき込み実証試験結果の概要（※水分80%換算）

場　所	すき込んだ汚染牧草		その後に生産された飼料作物		（参考）すき込みを行わず生産された飼料作物の放射性Cs濃度※（Bq/kg）
	すき込み量 (t/10a)	放射性Cs濃度 (Bq/kg)	草種	放射性Cs濃度※(Bq/kg)	
(独)農研機構（栃木県那須塩原市）	4.9	4,400	オーチャードグラス	5.0～7.1	3.5～4.0
			トウモロコシ	3.3	2.9～3.6
(独)家畜改良センター（福島県西郷村）	2.5～5.0	4,200	イタリアンライグラス	ND～7.7	5.7～8.2
			オーチャードグラス	7.5～24.1	12.3～13.6

○汚染牧草･牛ふん堆肥等の処理状況のサイト

https://shiteihaiki.env.go.jp/

放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト｜環境省

このサイトでは、東京電力福島第一原子力発電所の事故により大気中に放出された放射性物質を含む廃棄物の処理についてお知らせします。

5. 畜産関係における損害賠償の進捗状況
（令和8年9月30日現在）

地　域	請 求 額	支払額	支 払 率
全　国	2,812億円	2,793億円	99%
岩手県	386	379	98
宮城県	303	303	99
福島県	1,121	1,114	99
栃木県	177	177	99

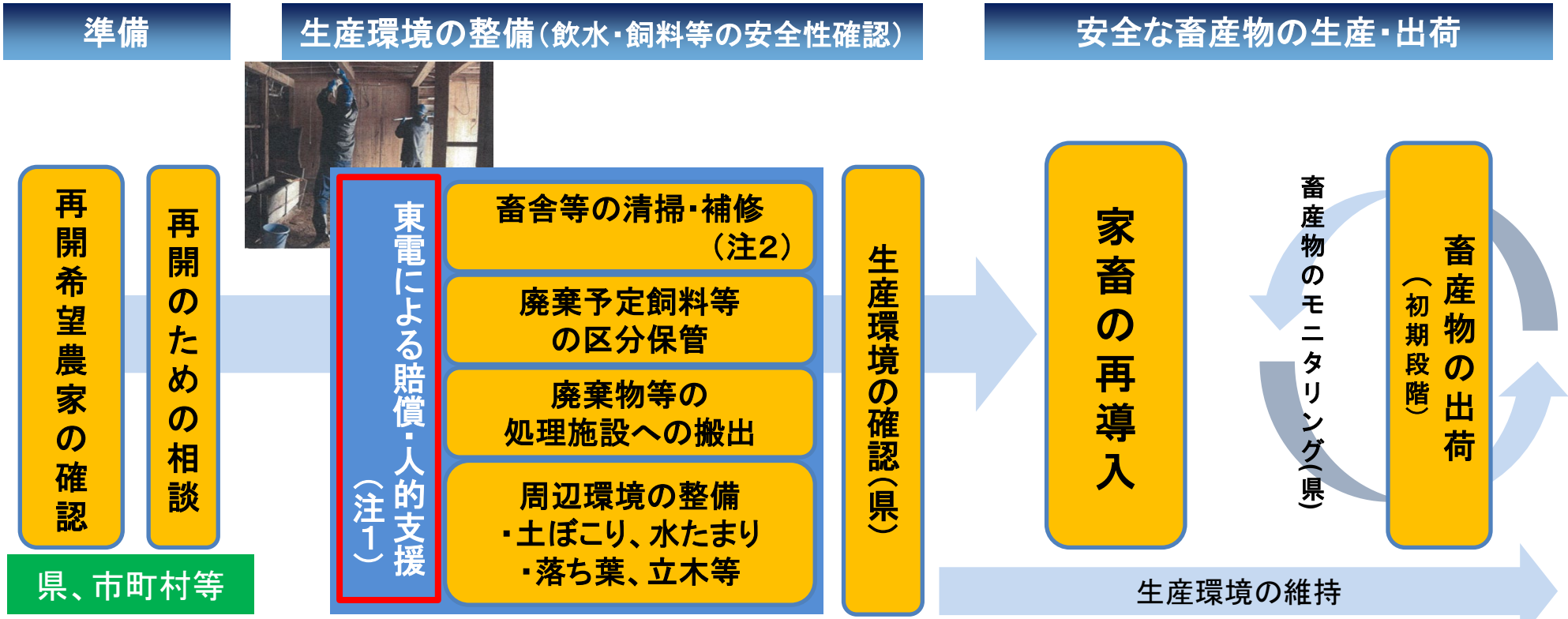
注）1　協議会等の団体を経由して請求・支払が行われたものについて、東京電力並びに関係県及び関係団体からの聞き取りにより把握できたものを計上（ほかに、請求者が直接東京電力へ請求したもの等がある。）。
2　四捨五入の関係で、記載している支払率と本表における億円単位の額を用いて計算した支払率が異なることがある。
3　一部県については、取りまとめの時点が異なっている。

６．畜産経営の再開に向けた留意事項

○　避難指示が解除された区域では、避難指示区域の設定により長期間にわたって畜舎等が放置されていたことから、営農再開に当たっては、食品の基準値を上回る放射性物質に汚染された畜産物が生産されないよう、畜舎の清掃等を含む生産環境の整備が必要。

○　このため、営農再開を希望する農家は、先ずは福島県、市町村等に営農再開するための手順・支援等について相談することが必要。

○　なお、営農を再開するため、畜舎等の清掃等に要する経費については、東京電力による賠償対象として措置。



（注1）避難指示解除準備区域等における畜産経営の再開に関する留意事項について」（平成27年12月４日27生畜第1306号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、飼料課長連名通知）

（注2）「営農再開に向けた牛舎・パドック清掃のポイント」（2016年３月　農研機構畜産研究所、福島県農業総合センター）
http://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/publication/files/gyushaseiso.pdf

７．畜産経営の再開の加速化に向けた主な支援等

施設整備

【福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業（R8当初：（基金造成額）37億円】
〇うち福島県高付加価値産地展開支援事業
（内容）被災12市町村における畜産部門共同利用施設の整備
（対象となる施設）家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設、自給飼料関連施設、畜産物加工、展示・販売施設
（事業実施主体）市町村、JA、農業者の組織する集団　等
（補助率）3／4以内

【畜産クラスター事業（ R7補正【一部基金】：534億円（所要額）の内数）】
（内容）畜産クラスター計画に位置付けられた畜産農家等が行う、畜舎等の整備を支援。R7補正予算では、家畜衛生や鳥獣害対策など、収益性に直ちに結びつかないものの、経営の持続性を向上させる取組に必要な施設整備を支援する。（持続性向上タイプ）
（支援対象者）中心的な経営体
（補助率）1／2以内　※家畜導入については、上限単価あり

飼料生産

【福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業（R8当初：（基金造成額）37億円】
〇うち福島県営農再開支援事業
（内容）安全な畜産物を安定的に生産できる体制の構築に向けて、カリ質肥料の施用等の吸収抑制対策の実施を支援
（事業実施主体）市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等
（補助率）定額

〇うち福島県高付加価値産地展開支援事業
（内容）被災12市町村内での高品質飼料生産体制の確立に向けた品質管理の実践及び検討会の開催、耕畜連携体制の整備に向けた調査、技能研修等を支援
（事業実施主体）市町村、JA、農業者の組織する集団　等
（補助率）3／4以内

原子力被災12市町村の農業者を支援

【福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業（R8当初：（基金造成額）37億円】
〇うち原子力被災12市町村農業者支援事業
（内容）被災12市町村において営農再開及び規模拡大に必要な機械・施設の導入等を支援
（事業実施主体）原子力被災12市町村において、営農再開等を行う農業者等
（補助対象経費）　上限1,000万円（特認3,000万円）
（補助率）3／4以内

家畜の導入

【福島県農林水産業復興創生事業　（R8当初：33億円の内数）】
（内容）福島県産品のブランド力向上に向け、以下の取組を支援
①福島県内の和牛肥育農家による県内子牛セリ市場から優良肥育素牛の導入
②中核酪農家の生産基盤を整備するための乳用初妊牛や性選別精液等の導入
（事業実施主体）福島県
（補助率）①定額（上限）モデル肥育素牛は10万円／頭、その他優良牛は7万円／頭、②乳用初妊牛：定額（27.5万円／頭）、性選別精液：1／2以内（上限0.9万円／個）等

【福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業（R8当初：（基金造成額）37億円】
〇うち原子力被災12市町村農業者支援事業
（内容）被災12市町村において高能力牛等を安定的に供給・確保できる体制の構築に向けて必要な家畜の導入に係る支援
（事業実施主体）JA、農業者の組織する集団　等
（補助対象経費）　①肉専用繁殖雌牛、②搾乳用雌牛、③豚
（補助率）3／4以内
※上限額　①26.25 万円／頭、②41.25 万円／頭、③6万円／頭

営農再開に向けた作付・飼養実証

【福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業（R8当初：（基金造成額）37億円】
〇うち福島県営農再開支援事業
（内容）避難区域等での営農再開に向けた飼料作物作付実証、乳牛及び肉用牛（繁殖・肥育）の飼養実証（実証に要する主な経費：種・肥料代、飼料費、敷料費、獣医師料及び医薬品費、畜舎のリース代等）
（事業実施主体）市町村、JA、農業者の組織する集団　等
（補助率）定額

資金の融通

【農業経営の復旧・復興のための金融支援】
（内容）被災農業者等の復旧・復興のための取組について、貸付当初5年間金利負担軽減（最大2%）、実質無担保・無保証人での貸付。また、償還期限・据置期間を通常より3年間延長等による支援
（対象資金）スーパーL資金、農業近代化資金、農林漁業施設資金、農林漁業セーフティネット資金　等
※支援を受けるための要件等、詳細については、最寄りの日本政策金融公庫、農協及び金融機関へご相談ください。

８．畜産経営の再開・畜産の復興に向けた取組事例

シャインコーストファーム
（浪江町）

経営の概要

- 経営類型　酪農
- 構成員　34名（令和8年9月末時点）
- 経営規模　乳用牛833頭
  （令和8年9月末時点）
- 年間生乳生産量　13,000トン（R9目標）
- 主要施設　牛舎10棟、搾乳舎、堆肥舎2棟、飼料庫、管理・研修・宿泊棟、液肥製造・排水処理施設
- 主な支援
  福島再生加速化交付金
  （被災地域農業振興総合支援事業）
- 経営の特徴
  畜産業の再生と、町内外の農家との耕畜連携により循環型農業を構築し、被災農地の地力回復による「農業再生」を目指す大規模畜産施設。担い手育成の研修施設も有する。



シャインコーストファームの全景



管理・研修・宿泊棟

取組の経緯



ロータリー型搾乳ロボット

・平成30年4月福島県酪農業協同組合が「復興牧場建設推進委員会」を設置し、浪江町での牧場事業を決定。
・施設整備は、浪江町が福島再生加速化交付金を活用し令和3年から着手、令和8年3月に竣工。
・福島県酪農業協同組合が令和5年12月に設立したシャインコースト株式会社が運営。
・令和8年4月から乳用牛の導入を開始。今後、経産牛1,300頭、哺育・育成牛1,000頭規模まで増頭していく計画。

（株）JA東西しらかわグリーンファーム
（東白川郡塙町）

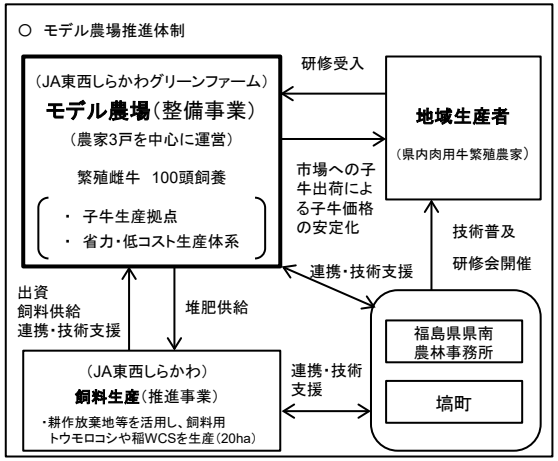
経営の概要

- 経営類型　肉用牛（繁殖）
- 構成員　6名（畜産農家2、JA役員3、地権者1）、雇用3名
- 経営規模　肉用繁殖牛114頭、子牛71頭
  （令和8年9月末時点）
- 年間出荷計画　100頭
- 主要施設　繁殖牛舎、分娩・育成牛舎、哺育牛舎、管理棟、堆肥舎、飼料庫
- 主な支援
  ・平成27年度東日本大震災農業生産対策交付金
- 経営の特徴
  和牛繁殖の省力・生産性向上に向けて、JAが整備したモデル農場



肉用牛繁殖モデル農場　全景

取組の経緯



・(株)JA東西しらかわグリーンファームは、JA東西しらかわと管内畜産農家が出資し、平成27年3月30日に設立。
・同法人は、管内の和牛繁殖モデル農場として、東日本大震災農業生産対策交付金を活用し、繁殖牛舎、哺育牛舎、堆肥舎等の施設を整備。
・省力化と生産性向上に向けた取組を実践する他、後継者や新規就農者への経営・技術向上のための研修機会を提供。
・平成28年度からは、JA東西しらかわと連携し、飼料用トウモロコシと飼料用米・稲WCSの給与を開始。

９．旧警戒区域内の家畜の捕獲等

○　交通の安全確保等の観点から、原子力災害対策本部長指示に基づいて原発から半径20km圏内で放れている家畜（放れ畜）を捕獲。（平成26年１月29日までに約2,430頭の牛及び約3,400頭の豚を捕獲。）
○　当省及び（独）家畜改良センターから延べ約5,400名の職員を現地に派遣し、福島県の捕獲作業等を支援。
○　平成26年２月28日、福島県は、最終確認を行った上で、全頭放れ畜を捕獲済みと判断。

【市町村別の捕獲状況】

- 田村市、南相馬市、川内村、葛尾村、楢葉町、大熊町、双葉町及び浪江町では平成25年11月までに捕獲等の作業を終了。
- 残る富岡町でも平成26年１月の捕獲以降、目撃情報はなく、翌月末の最終確認をもって捕獲作業を終了。



【農林水産省等からの職員派遣状況】

農林水産省本省	1,437人・日
地方農政局等	2,457人・日
（独）家畜改良センター	1,527人・日
合　計	5,421人・日

※平成26年３月末までの派遣実績

原子力災害対策本部長（総理）指示（平成24年４月５日）に基づく対応

○　放れている家畜については、作業可能な地区において安全性確保に十分留意しつつ捕獲。
○　捕獲された家畜は、原則として所有者の同意を得た上で、家畜に苦痛を与えない方法（安楽死）により処分するが、通いが可能となった農場において継続飼養を望む場合は、所有者に対して、①当該家畜の子孫も含めた出荷・移動・繁殖の制限、②個体識別の徹底、③隔離飼養、④家畜の線量管理を、徹底して行うよう要請した上で、当該家畜を引渡し。


群れの捕獲に適した固定柵


少頭数の牛に適した移動柵

１０．（参考）避難指示区域の見直しと解除

○ 避難指示区域は、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）が設定。

○ 地域の復興・再生をより一層進めるため、平成24年４月から平成25年８月の間に、避難指示区域は、①帰還困難区域（避難を徹底する区域（例外的に一時立入りを実施））、②居住制限区域（主要道路による通過交通、一時的な帰宅、特例宿泊、一部の事業活動等が可能な区域）、③避難指示解除準備区域（居住制限区域で可能な活動のほか、一部の営農活動等が可能な区域）の３区域に段階的に見直された。

○福島県復興再生特別措置法の改正（平成29年５月）により、帰還困難区域内に避難指示を解除し居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能となった。また、令和５年６月の改正により、拠点区域外において、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とする「特定帰還居住区域」を設定できる制度を創設した。

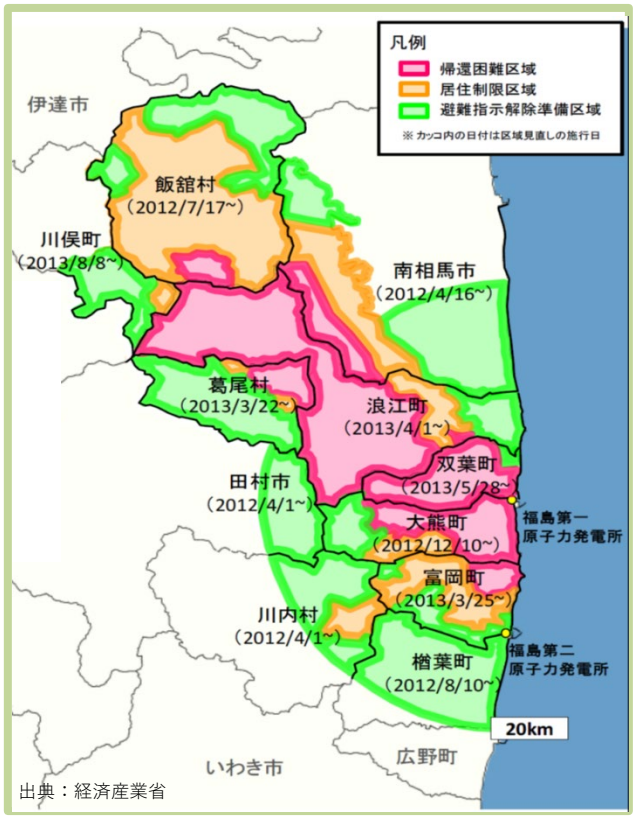
○令和４年６月から令和５年11月にかけて、６市町村（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）に設定された特定復興再生拠点区域の全てで避難指示が解除。また、令和８年４月現在、６市町村（南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）において、特定帰還居住区域復興再生計画が策定されている。

平成23年4月22日（事故直後の区域設定が完了）



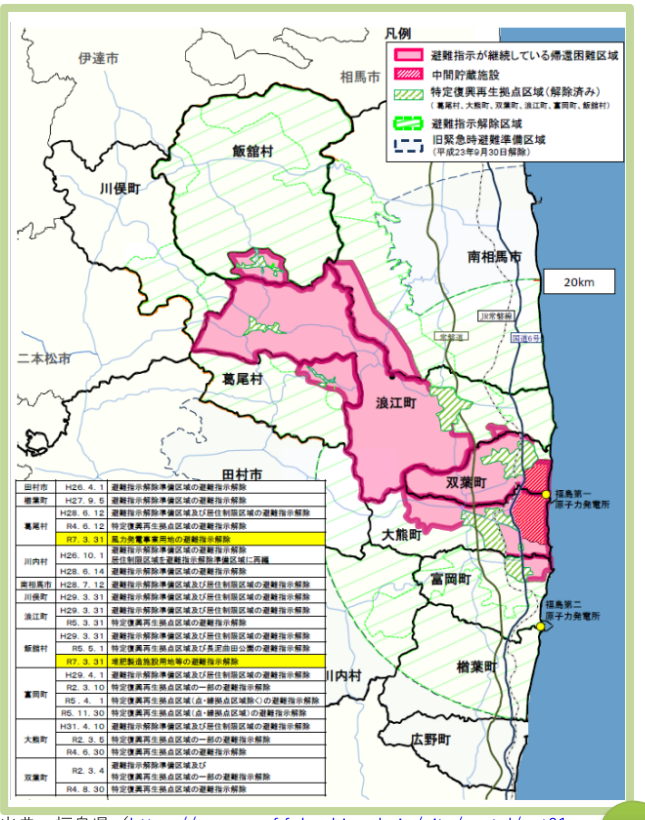
出典：経済産業省

平成25年8月8日（区域見直しの完了）



出典：経済産業省

令和7年3月31日（現在）

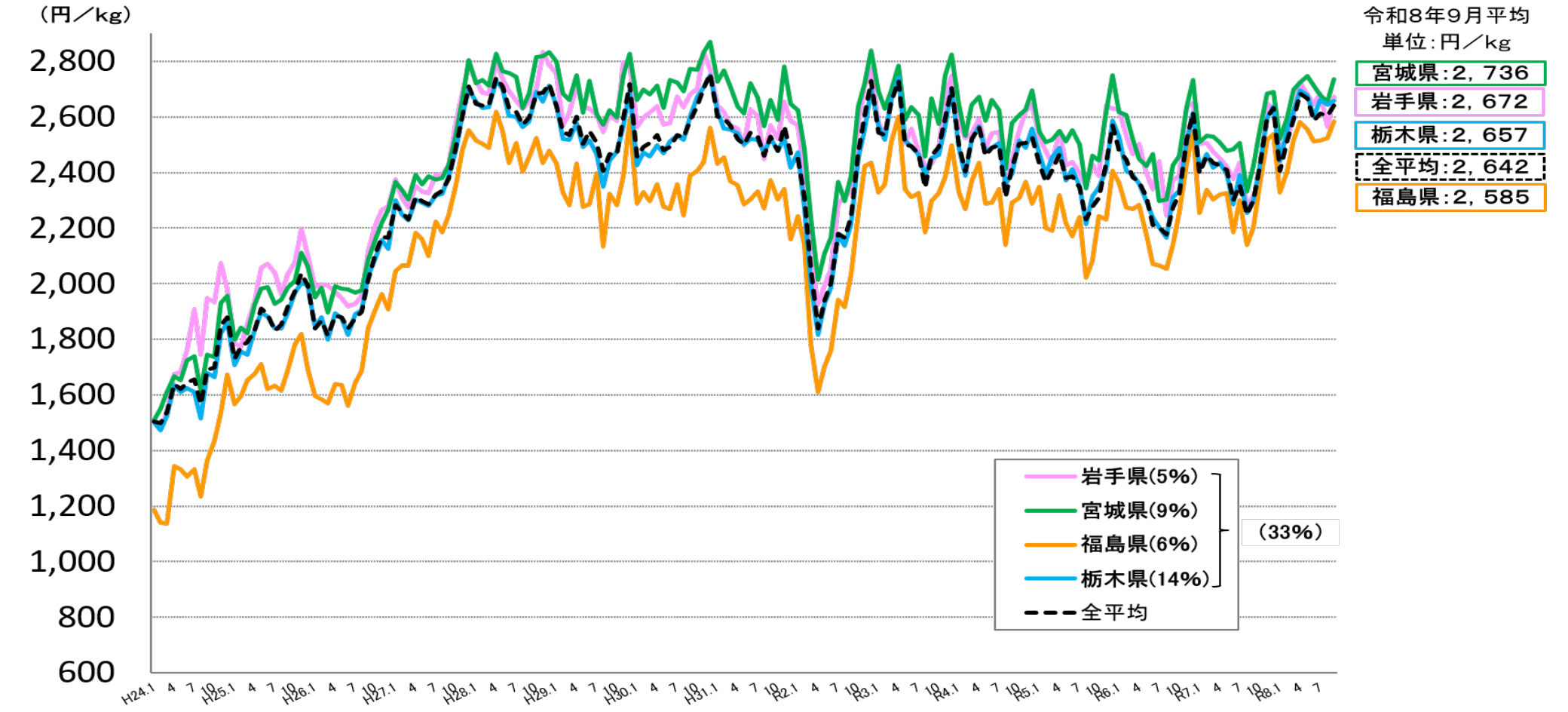


出典：福島県（https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/cat01-more.html）

１１．最近の東京市場における牛枝肉卸売価格（和牛去勢全規格平均）の推移

○　平成23年度の牛枝肉卸売価格は、東日本大震災による消費の減退や暫定規制値を超える放射性物質検出の影響から、価格が低下したが、平成23年度後半からは回復傾向で推移し、平成25年度以降は震災以前の価格を上回って推移。

○　ただし、福島県産については、全国平均よりも低い水準で推移。



資料：農林水産省調べ
生体及び搬入（瑕疵除く）の価格。
※（　）内は東京市場全体の和牛去勢全規格の取引頭数に占める各県産の頭数割合（令和8年9月、四捨五入により合計値が一致しない場合がある。）